

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第281号)

平成15年11月13日

横情審答申第281号

平成15年11月13日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年6月19日財契一第128号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「財政局契約第一課に平成14年1月8日入札の前日1月7日に市民による
談合情報を連絡し落札予定業者() 予定金額 ¥7200万円の情報を局
内及び市長に知らしめた内容資料一切の件（都市計画道路環状3号線（戸塚
地区）街路整備工事その6）」の非開示決定に対する異議申立てについての
諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「財政局契約第一課に平成14年1月8日入札の前日1月7日に市民による談合情報を連絡し落札予定業者() 予定金額¥7200万円の情報を局内及び市長に知らしめた内容資料一切の件(都市計画道路環状3号線(戸塚地区)街路整備工事その6)」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「財政局契約第一課に平成14年1月8日入札の前日1月7日に市民による談合情報を連絡し落札予定業者() 予定金額¥7200万円の情報を局内及び市長に知らしめた内容資料一切の件(都市計画道路環状3号線(戸塚地区)街路整備工事その6)」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成14年3月29日付で行った本件申立文書を非開示とした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第10条第2項に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 談合情報に係る通報に関しては、その信ぴょう性について個別に判断し、必要に応じて指名業者に対する事情聴取等の対応を行い、上司へ報告を行うこととしている。
- (2) 本件については、平成14年1月7日に市民から直接電話により「業界新聞に当該工事の落札予定業者が であると掲載されている。」との通報があった。その際、当該新聞記事についての情報提供を求めたが、対応してもらえなかった。
- (3) 財政局契約部契約第一課(以下「契約第一課」という。)において、独自に一部の業界新聞の記事内容を調査したが、通報内容に該当する記事が見つからなかったこと、通報された市民からその後に記事情報の提供はなかったこと、また、業界新聞としては通常考えにくい記事内容であることなどから、入札を中止するだけの根拠がないと判断し、予定どおり入札を執行したものであり、この件に関して特に書類等は作成していない。
- (4) 本件申立文書は、取得も作成もしておらず、保有していないことから、本号に該当

し、非開示とした。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書を非開示とした決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分取消しを求める。
- (2) 入札日前日の市民からの情報と業者、金額等が一致したにもかかわらず、契約した理由を知りたい。
- (3) 談合による工事予算の無駄遣いである。
- (4) 平成 14 年 1 月 7 日に が横浜市に対して、1 月 8 日の入札（～街路整備工事 6）の入札人 、金額 7200 万円を通報して、入札を止めるようお願いしたにもかかわらず、上司に報告しておらず、入札を行う。役人として仕事をきちんとやっておらず、新聞記者より聞いたということが業界紙に発表などないことを理由に入札を行い市民に対して迷惑をかけている。

5 審査会の判断

(1) 入札談合情報への対応

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）が、平成 13 年 4 月 1 日に施行され国をはじめ地方公共団体等の公共工事の発注者が一体となって、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保等に取り組むこととなった。

入札談合等の不正行為に対し、地方公共団体の長は、入札契約適正化法第 10 条により公正取引委員会へ、同法第 11 条により国土交通大臣又は都道府県知事へ通知しなければならないと定められている。

本件の入札談合情報が寄せられた当時、実施機関においては入札談合情報が寄せられた場合には、その信ぴょう性について個別に判断し、必要に応じて入札参加業者から事情聴取等の対応を行い、上司への報告を行うこととしており報告書を作成していた。しかし、意思決定の明確化という観点から平成 14 年度以降、入札談合情報については、決裁文書としてその対応の経緯を保存することとなっている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、「財政局契約第一課に平成 14 年 1 月 8 日入札の前日 1 月 7 日に市民による談合情報を連絡し落札予定業者() 予定金額 ¥7200 万円の情報

を局内及び市長に知らしめた内容資料一切（都市計画道路環状3号線（戸塚地区）街路整備工事その6）」である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書については、取得も作成もしておらず、保有していないとしている。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の存在について調査するため、平成15年9月12日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関の説明は、次のとおりであった。

(ア) 入札前日の平成14年1月7日に、 から契約第一課長あてに談合情報が寄せられた。

(イ) 通報内容は、入札日及び落札予定業者名（ 又は ）についてであったが、落札金額についての言及はなかった。

(ウ) 契約第一課長が、 に情報の入手先を尋ねたところ、業界新聞に掲載されていたとの返答があった。今までに業界新聞にそのような記事が掲載されたのを見たことがなかったことから、新聞社名を尋ねたところ、自分で探さないとの返答があった。

(エ) 契約第一課においては、相談担当が当日の業界新聞の切り抜きを行っており、もし、本市発注工事についての談合情報が掲載されていれば、契約第一課長に報告がなされていたはずであり、そのような報告がなされた記憶もない。

(オ) 以上のことから、契約第一課長の判断で、 から寄せられた談合情報の信ぴょう性が低いと判断し、契約部長までは報告せず、文書も作成していない。

また、入札契約適正化法第10条及び第11条にいう入札談合情報に至っていないとの判断をした。

ウ 前記イの事情聴取から、申立人及び実施機関の主張には、落札金額を提示したか否か及び談合情報の入手先について相違点が認められるが、 が落札予定業者名の提示をした事実は実施機関も認めるところであり、当該業者により工事が落札されたことも事情聴取の質疑から確認されていることから、このことを実施機関も重く受け止めるべきであったと考える。

エ 本件に係る工事の入札は、10社が参加した汎用型指名競争入札であり、入札日

及び入札参加業者については、契約担当部署、発注担当部署及び入札参加業者のみが知りえる情報であるところ、 の提供した情報どおりの業者が落札したことなどから考えて、本件談合情報への対応経過を記録にとどめなかったことは、甚だ遺憾である。

今後、入札談合情報の提供があった場合には、その対応の経緯を文書として作成する等適正な処理をするよう留意されたい。

オ しかしながら、当審査会としては、実施機関が、本件申立文書を作成しておらず、保有していないと主張している点については、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第 10 条第 2 項に該当するため、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年6月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年6月28日 (第272回審査会)	・諮問の報告
平成14年7月19日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年8月22日 (第18回第二部会)	・審議
平成15年9月12日 (第19回第二部会)	・実施機関から事情聴取
平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・審議
平成15年10月24日 (第22回第二部会)	・審議